

決壊

史上初の日韓会談関連外交文書の公開から始まる「真実の濁流」によせて

吉澤文寿

はじめに——公開された文書の裏側を見つめる

一九四五年八月、朝鮮は日本の植民地支配から解放された。しかし、米ソ両国によって朝鮮は南北分割占領され、一九四八年に分断国家が成立した。そして、サンフランシスコ講和会議直後の一九五一年一〇月から、米国の斡旋により、日本は朝鮮半島の分断国家のうち、片方の大韓民国のみと国交正常化交渉（日韓会談）を開始した。日韓会談は一四年にわたって断続的に行われた後、一九六五年六月の日韓基本条約及び諸協定締結をもって終了した。国交正常化交渉が一〇年以上も継続するケースは稀である（その意味で、日朝国交正常化交渉（日朝交渉）は一九八九年の予備交渉から数えると、すでに丸一五年が過ぎてゐる）。端的にいえば、日韓両国が日本の植民地支配にたいする認識をめぐって激しく対立したことにより、日韓会談は長期化したのである。

二〇〇五年は一九六五年の日韓国交正常化から四〇年目にあた

る、節目の年である。この年の一月に韓国政府は日韓会談関連外交文書五件を公開した。今回の公開はそれ自体画期的である。何故なら、政府によって日韓会談関連外交文書が一般公開されたのは今回が初めてだからである。日韓国交正常化三〇周年にあたる一九九五年に、日本でも、韓国でも、これらの外交文書は一切公開されなかった。当時、すでに日朝交渉が始まっており、戦後補償裁判も立て続けに行われている状況にたいして、日韓両国があまりに慎重に対応したからであろう。とくに、日本政府は日朝交渉による「案件の継続」を理由に、日韓会談関連文書を一切公開しないと、韓国政府に対しても非開示を要請してきた（『毎日新聞』、二〇〇五年一月一七日付、夕刊）。

ところで、今回の文書公開は植民地支配下に強制動員された韓国人被害者及び遺族団体の訴えによって実現したものである。すなわち、二〇〇二年一〇月に強制動員被害者や遺族団体は韓国外交通商部長官を相手に情報公開拒否処分取消を求めて、ソウル行政法廷に訴訟を起こした。この訴えにたいし、裁判所は二〇〇四年二月に



原告が公開を要求した五七件のうち、今回の五件の文書について、原告が自らの個人請求権の消滅如何を判断できる資料であるとして、公開を命じたのである。

問題は公開された文書の内容である。裁判官は日韓会談関連文書一六一件中、請求権に関する五七件を精査した結果、「被害者の具体的な利益」になり、かつ「国益に損なわれない」資料を選別したという。その中でも注目されたのが、「再開・第六次韓日会談請求権委員会会議録及び経済協力問題、一九六四」（登録番号七六二）に収録されている、韓国政府の省庁間を往復した公電である。韓国人の個人請求権についてのやりとりを要約すると、一九六四年二月から五月にかけて、経済企画院及び財務部が個人請求権にたいする補償について外務部に度々打診した。これにたいし、外務部は次のように答えた。「対日請求権の金額は双方の法理論と事実認定に著しい差があり、結局金・大平合意により政治的に一括妥結されました。政府は個人請求権を各項目別に対処するために、認否の基準及び「補償」方法を講究する立場にあります」（一九六四年二月五日付、フーム番号七七）。このように、外務部は請求権問題が政治的に妥結したことを受けて、韓国政府が韓国人被害者にたいする補償措置を講じる必要性を指摘した。

このことをもって、一月の文書公開を報じた日本のメディアは韓国政府の個人補償義務が明らかになったことを強調した。しかし、日韓会談における請求権問題を正確に理解しようとするならば、むしろ韓国政府が国内で補償措置をとらざるを得ないと判断するに至った経緯を明らかにしなければならない。とくに、外務部発信の公電にあるように、請求権問題が「政治的に一括妥結」されるまでに

行われた討議こそ、日本の植民地支配による被害者にとって、そして日本の植民地支配責任について知らねばならない全ての人々にとって、もつとも「具体的な利益」になるだろう。

本稿では以上のような問題意識にそって、あらためて日韓会談における請求権問題の展開について、とりわけ韓国人の個人請求権の行方に焦点を絞って、その論点を整理する。

サンフランシスコ平和条約という「足枷」

朝鮮半島では解放直後より労働者が日本人経営者に未払い賃金などについて補償を要求したり、戦争被害者団体が対日補償要求のために戦争被害を調査したりしていた。とくに、一九四八年に成立した大韓民国政府はこれらの調査を基礎として、さらに対日賠償調査を進めた。そして、その成果は一九四九年三月及び九月に作成された「対日賠償要求調査」（全二巻）にまとめられた。その内容に有価証券、保険金、恩給、未払い金などの民事上の請求、及び「日中戦争及び太平洋戦争に起因した人的物的被害」と一括される個人の損害にたいする補償請求が含まれていた。ただし、これらはいずれも日本の植民地支配による収奪に対する原状回復、及び植民地支配及びその終了によって生じた朝鮮人の損害に対する補償を要求するものであった。つまり、「調査」には「賠償」という用語が使用されていたが、その要求内容は日本の植民地支配の清算を目的とするものであった。

韓国政府は対日賠償調査と並行して、来るべきサンフランシスコ講和会議に「戦勝国」として参加するために外交活動を展開した。

アジア太平洋戦争当時の朝鮮は日本の植民地であったが、中国で大韓民国臨時政府下に組織された光復軍が対日宣戦布告をした上で対日戦争に参加していた。このことを根拠に、韓国政府は米、英、中、華、米、日などに働きかけた。このうち、米、英、中、華、米、日などは東北アジア冷戦における韓国政府の地位強化のために、韓国の講和会議への参加を支持した。しかし、中国の講和会議参加問題への影響を考慮した英国は韓国が敗戦国の領土であったことを挙げて、これに反対した。そして、日本も在日朝鮮人が「連合国人」になることに強い懸念を表明していた。

この結果、韓国政府は一九五一年九月のサンフランシスコ講和会議に招待されなかった。このことにより、韓国政府はサンフランシスコ平和条約第一四条a項の一にある「日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国によつて損害を与えられた連合国」として賠償請求権を行使することができなくなった。そして、韓国政府の対日請求は同条約第四條a項の規定に基づいて、日本との外交交渉において行われることになった。すなわち、日韓会談に即して解釈すると、同条約第四條は日韓両国およびその国民の財産及び請求権の処理が日韓間の「特別取極」の主題となること（a項）、日本が米軍政府による在朝日本人財産の処理の効力を承認すること（b項）を定めたものである。

このように、サンフランシスコ平和条約第四條a項に規定された「請求権」は韓国のみならず日本の請求権も想定している。すなわち、ここで規定された「請求権」は旧植民地から旧宗主国に対する「過去の清算」要求を定めたものではない。このような条文は条約起草者である米、英、日、中、華、米、日による植民地支配の清算という問題

について、その判断を回避した結果であった。こうして、サンフランシスコ平和条約の「請求権」規定は賠償請求権と全く異なるものとして、韓国の対日請求に「足枷」をはめるものだった。

「交渉技術」としての対韓請求権

日韓会談は一九五一年一〇月からの予備会談に始まり、一九五二年二月より正式会談に移行した。その際、国交正常化以前に解決すべき日韓間の懸案として、基本関係、漁業、在日朝鮮人の法的地位、船舶、そして請求権について、それぞれ委員会が開かれた。請求権委員会第一回会合は二月二〇日に開かれたが、そのとき韓国側から「韓日間財産及び請求権協定要綱」（いわゆる対日請求八項目）が提示された。この「要綱」は先述の『対日賠償要求調査』の内容を踏まえたものであり、当然韓国人の個人請求権が含まれていた。ただし、「調査」の内容に比べると、「要綱」ではアジア太平洋戦争当時の物的被害や強制供出による損害が除外されていた。

この点について、韓国政府は次のように説明している。「韓国が日本に請求すべき財産は八項目以外にも莫大であるが、平和条約第四條（b項：著者註）により、日本は韓国内の旧日本財産を放棄することに十分な点を十分に考慮して、最初から重要なものだけを八項目に減らして提出した」（韓国政府外務部政務局亞洲課「韓日会談の概観及び諸問題（第六次韓日会談関係資料）」、一一〇～一二二頁）。つまり、第一次会談で韓国側が主張した請求権は当初の要求に比べて、とくに戦時期における収奪に対する原状回復要求を大幅に取り下げた結果、「植民地支配の清算」という目的が一層明確になった

のである。

しかし、日本側は三月六日の請求権委員会第五回会合で、「財産請求権の処理に関する協定基本要綱」を提出した。このとき、日本側は初めて在朝日本人私有財産に対する請求権を韓国側に突きつけたのである。すなわち、日本側は一九〇七年にハーグで調印された「陸戦法規慣例に関する条約」第四六条にある、占領軍が占領地において相手国の私有財産を没収することを禁ずるとする条項を持ち出したのである。ただし、この条文を在朝日本人財産の処理問題に適用するならば、ここでいう「占領軍」とは米軍を指すことになる。にもかかわらず、日本側は米国ではなく韓国にたいして異議申し立てをしたというわけである。

この日本側の論理は一九五三年一〇月の久保田貫一郎日本側首席代表による発言(いわゆる「久保田発言」)にはっきりと現れている。従来は「久保田発言」のうち、例えば「日本としても朝鮮の鉄道や港を造つたり、農地を造成したりしたし、大蔵省は、当時、多い年で二千万円も持ち出していた」(『朝日新聞』一九五三年一〇月二日付)といった部分が取り上げられてきた。しかし、ここでは日本側の「請求権」について説明した、この発言に注目したい。「私見ではあるが、私有財産を没収することはやはり違反であると思う。自分としては、米国が国際法違反をしたということにさせたくないし、また、違反にならないように解釈しているのだ。なお、仮に違反するとしても、日本は米国に対する請求権は放棄している」(同前)。

つまり、久保田の発言をまとめると、日本側の立場は次のようになる。米軍政府による私有財産の没収は国際法違反である。しか

し、日本は米国に対する配慮により、米軍政府の処理を国際法違反と解釈しないし、米国に対する請求権も放棄している。にもかかわらず、日本は米国に対して放棄した請求権を韓国に対しては主張する——久保田はこのように非常に無理な「論理」を披瀝したのである。

このような日本側の主張は韓国側の請求権に対抗する「交渉技術」であった。一九六一年三月一七日の衆議院外務委員会において、中川融条約局長は対韓請求権が「韓国から請求権の膨大な要求がありましても断れるものも断れなくなるといういろいろな事情を考慮いたしまして、いわば交渉技術という点を考えに入れ」て主張されたのだと説明している(『第三八国会衆議院外務委員会会議録』、一九六一年三月一七日付)。日本側は韓国側が「膨大な」請求権を主張すると予想していた。そのため、日本側は在朝日本人財産にたいする請求権を主張することで韓国側の請求権の減殺あるいは相殺を試みたのであった。

第二の「足枷」、米國務省「口上書」

結局、植民地支配責任にたいする認識が欠落した「久保田発言」をめぐって、韓国側が発言の撤回と謝罪を日本側に要求したが、日本側がこれに応じなかったために、一九五三年一〇月に日韓会談は決裂した。以後、日韓会談は四年半の中断期に入る。会談が再開されるのは日本政府が「久保田発言」及び在朝日本人財産にたいする請求権を撤回した、一九五七年一月三十一日の日韓共同宣言発表後の一九五八年四月からであった。日韓共同宣言のうち、対韓請求権

の撤回に関する部分は次の通りである。「日本国政府は、昭和三十三年十月三十一日付の『日韓請求権の解決に関する日本国と平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明』を基礎として、昭和二十七年三月六日に日本国と大韓民国との間の会議において日本側代表が行なつた在韓財産に対する請求権主張をここに撤回する」(『毎日新聞』一九五八年一月一日付)。

ここに示された「アメリカ合衆国の見解」とは米國務省がサンフランシスコ平和条約第四条b項についての見解を示した口上書(以下、米國務省「口上書」)を指す。この「口上書」はおそらく一九五七年に日韓会談再開にむけて日韓両国が協議をしていた時に、米國側から提示されたものと思われる。ただし、その骨子は一九五二年四月二十九日、すなわち日韓会談で日本側が「請求権」を提示した直後に、韓国側の要請に応じて米國務省が駐米韓国大使に送った書簡の内容を追認したものだ。その要点は(一)日本は対韓請求権を主張できない、(二)しかし、韓国政府の在朝日本人財産取得によつて韓国の請求権はある程度満たされたというものだった。米國務省「口上書」はこの見解を補足して、(三)したがつて、日韓間の請求権交渉ではこの点を考慮して韓国側の請求権を討議すべきである、(四)ただし米國はこの問題に直接関与しないと述べたものである。つまり、「口上書」の内容は日本側が意図してきた韓国側の請求権の減殺という目的に適用ものであった。

実際、一九五七年の日韓共同宣言発表に至るまで、韓国政府は米國務省「口上書」が請求権交渉に与える影響を慎重に検討していた。当初、韓国側は日韓共同宣言と同時に発表する合意議事録に、日本側の請求権放棄が「韓国ノ請求権ヲ実質的ニ害スルモノデナ

イ」ことを明記しようとした(『Hansu』読売)一九九九年一月、六一頁)。しかし、この韓国側の意図は日本側の反対によつて実現しなかった。そこで、韓国の李承晩大統領はこの「口上書」を秘密文書にするよう、金裕沢駐日大使に指示した。結局、米國務省「口上書」は一九六一年三月に日韓両国が同時に公表するまで、この内容が明らかにされなかった。

しかし、日本側は一九六〇年以後の請求権交渉において、米國政府による在朝日本人財産の韓国政府への譲渡を理由に対日請求権の規模縮小を主張した(前出『韓日会談の概観及び諸問題(第六次韓日会談関係資料)』、一二二頁)。このように、米國務省「口上書」は請求権問題の最終的解決を日韓間の交渉に委ねるとしつつ、韓国側の請求権主張にいわば第二の「足枷」をかけるものであった。

容赦ない「官僚的攻勢」

韓国側の対日請求権は一九六〇年一〇月から一九六二年三月までの日韓会談で集中的に討議された。討議は韓国側が改めて提出した「韓日間財産及び請求権協定要綱」の各項目を説明し、日本側がこれにコメントする形式で進行的な討議を行った。このうち、個人請求権についての討議を整理してみよう。

まず、韓国側が全ての請求項目について「法的根拠」を主張したのになら、日本側は植民地支配の責任が問われない、領土の分離に伴う民事上の個人請求権のうち、資料による十分な裏付けのあるものに対してのみ支払いに応じた。郵便貯金や個人が所有する有価証券などがこれにあたる。

しかし、植民地支配責任が問われる項目について、日本側は植民地支配及び戦後の法律体系を持ち出して、自らの正当性を主張し、韓国側の請求権を全く認めなかった。例えば、韓国人旧軍人及び軍属への恩給について、外務省アジア局のト部長委員は「恩給法の立法の根本には日本人の国籍を持つ者という制限があり、また受取人に直接渡すことになっている」と述べた。この発言にたいし、韓国側の金潤根委員は「恩給法の国籍規定は個人の事情で日本国籍を離脱した場合に考え得る」と述べて、恩給法の国籍規定は韓国人のように戦後処理の過程で日本国籍を離脱した者を想定していないと主張した(大韓民国外務部政務局「第六次韓日会談会議録(II)」、一七〇―一七六頁)。

また、戦争による被徴用者の被害に対する補償金について、韓国側は「わが国民は日本人とは異なり、ひたすら日本の戦争遂行のための犠牲として、強制徴用された点に照らして、死傷者に対する補償はもちろん、生存者に対してもその被害について補償を要求する」(大韓民国外務部政務局亞州課「第六次韓日会談(平和線・一般請求権・船舶)委員会会議録(二月三日現在)」、二二〇―二二二頁)と主張した。これに対し、日本側の大蔵省理財局長の宮川新一郎委員は「徴用者補償金に関しては、韓国側は生存者について、精神的苦痛に対する補償を請求しているが、当時の韓国人の法的地位が日本人であったという点に照らして、日本人に支払われたことがない補償金は支払うことができない」(前出「第六次韓日会談会議録(II)」、一七四―一七五頁)と回答した。

このように、日本側は日本の恩給法が根本的に日本国籍所持者を対象とするものであることや、恩給は受取人に直接渡すことになっ

ていることを理由に、旧軍人、軍属の韓国人に対する恩給の支払いを認めなかった。また、韓国側が「強制徴用」による朝鮮人の被害に対する補償を要求したのに対し、日本側は植民地統治下にあった当時の朝鮮人の状況を全く考慮せず、当時の法律関係をそのまま適用し、「日本人であった」という理由だけで補償金の支払いを拒否したのである。さらに付言すると、日本側は旧軍人、軍属と同様に、「終戦後外国人になった」という理由で、「強制徴用」による死亡者及び傷病者は遺族援護法をはじめとする、戦後日本の援護法体系の対象から除外した。

また、韓国側は今日の元「従軍慰安婦」による補償要求などを想定して、日韓会談で提起されなかった韓国人の個人請求権が裁判所で行使できるようにすべきだと主張した。しかし、日本側は「我々としてはやはり自然人や法人関係の請求権一切が、この会談で解決されることを望んでいる」(前出「第六次韓日会談(平和線・一般請求権・船舶)委員会会議録(二月三日現在)」、二五六―二五八頁)として、これを認めなかった。

このように、「植民地支配の清算」を要求した韓国側の個人請求権にたいして、日本側は植民地支配及び戦後の法律体系を厳密に適用して、これらをとことく退けた。容赦ない「官僚的攻勢」を展開した日本側は日韓会談を通して、朝鮮人強制動員についての資料を一切公表しないまま、植民地支配責任を否認し続けたのである。

請求権の代価ではない「経済協力」

請求権交渉と並行して、一九六一年一月一二日に朴正熙国家再

建最高會議議長が池田勇人首相と会談した。この池田・朴会談によつて、韓国側の対日請求権について充分な討議を経た後に、請求権問題解決のための政治折衝をすることで合意が成立した。すなわち、先述した対日請求権の具体的討議はいわば政治的妥結に向けた準備作業であつた。

結局、日韓会談における請求権交渉は一九六二年一〇月及び一月に大平正芳外相と金鍾泌韓国中央情報部長による会談によつて、政治的妥結の大筋が決まつた。すなわち、この会談で無償三億ドル、有償二億ドル、民間借款一億ドル以上という、日本の対韓経済協力の「合意線」が定められた(民間借款については最終的に三億ドル以上という条件に変更された)。一二月に日韓両国はこの「合意線」を正式に了承した。ここで示された「無償三億ドル」という条件はこの年の九月に開かれたラスク米國務長官と大平外相との会談で、米國側から提示されたものだった。その意味で、大平・金鍾泌会談の「合意線」は日米韓三国が韓国経済を援助するという目標を持つて、日韓國交正常化の早期実現を図ろうとして交渉を進めた結果であつた。

ところで、日本の対韓経済協力資金は個人請求権を含めた対日請求権の対価とするのか、それともそれらとは関係のない「経済協力」とするのか。この論点は大平・金鍾泌会談以後、一九六五年四月からの協定文案作成作業の段階まで争われた。このときの討議は今回公開された外交文書のうち、『第七次韓日会談請求権関係會議報告及び訓令、六五(第二卷、六五、四、三 仮署名後の請求権及び経済協力委員会、一九六五、四(六)』(登録番号一四六八)に収録されている。

問題の討議は一九六五年五月一四日に日本外務省で行われた請求権及び経済協力委員会第六次会合において行われた。まず、日本側の西山代表は「韓国側では請求権の代価と考えているが、われわれはそのように考えていない」として、次のように述べた。「われわれとしては、韓国に供与する資金が賠償と同じではないが、一種の政治的な協力という意味で提供するものと考えている。日本の一方的な義務に立脚して提供するとされると困る」。これに対して、韓国側のキム・ヨンジュン代表は「全く義務がないとするのは話にならない。もちろん請求権の一方的な主張も過去における相互の意見対立から見ると問題になるが、最小限度として請求権の解決のための経済協力という考えが加味されるから、結局(条文の用語も)請求権及び経済協力ということになるのではないか」(フレイム番号一六四)。すなわち、日本側が対韓経済協力資金を請求権と別個のものであるとしているのに対し、韓国側は請求権問題の解決手段として経済協力が実施されるのだから、関連があると主張したのである。

以上のような討議を経て作成された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」第二条第一項は次の通りである。「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」。また、この協定と同時に日韓間で取り交わされた『合意議事録』二の(g)には「完全かつ最終的に解決されたことと

ある両国及び国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の請求権に関する問題には日韓会談において韓国から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる八項目）の範囲に属する全ての請求権が含まれており、したがって、同対日請求権に関してはいかなる主張もなしえなくなることが確認された」とある。この点について付言しておく、ここで「解決」された対日請求権には、当初日本側が支払い義務を認めていた、領土の分離に伴う民事上の個人請求権も含まれた。

こうして、日本政府は韓国政府及び韓国人に対して植民地支配責任を果たすために必要な補償を一銭も払うことなく、日韓外交正常化を実現させたのである。

おわりに——やがて、「真実の濁流」が始まる

韓国政府による日韓会談関連文書公開の第一報を届けた二〇〇五年一月一七日付の新聞を改めて見直すと、次のような小見出しが踊っている。「韓国に個人補償義務」（日本経済新聞）、「個人補償は韓国政府」（東京新聞）、「個人の対日請求権消滅」（毎日新聞）、「植民地補償 韓国政府が引き受け」（読売新聞）、「植民地支配の個人補償 韓国政府が義務負う」（産経新聞、一八日付朝刊）。商業新聞では朝日新聞が唯一「日韓、補償で激論」と報じた。

しかし、以上述べたような経緯を見ると、韓国政府が国内における補償措置を検討するに至るまでに、日本が植民地支配責任の問題に正面から向き合うことなく、むしろ韓国人の個人請求権を切り捨てるような交渉を行ったことが分かる。確かに、経済開発を優先し

た朴正熙政権、そして「過去史」問題から政権浮揚を図ろうとする盧武鉉政権の問題もある。だが、日本のメディアとして第一に追及すべきことは韓国政府の責任ではなく、そのように追い込んだ日本政府の交渉姿勢及び責任ではないだろうか。

本稿で検討したように、今回公開された文書のみでは朝鮮植民地支配の被害者が行使すべき個人請求権について、ほとんど理解できない。日韓会談における請求権交渉について、さらなる外交文書の公開が望まれる。韓国政府が二〇〇五年八月に向けて第二次日韓会談関連文書公開を準備しているといわれている。しかし、この問題に積極的に取り組まねばならないのは誰よりも日本政府であり、日国民である。

もし、日本人が日韓会談の真実を一切秘密にして、植民地支配責任を「忘却」したまま、日朝交渉を日本有利に進め、戦後補償裁判を無視し続けることを利益と考えるならば、それは誤解か錯覚であるというべきだろう。むしろ、日本と朝鮮半島の関係を正面から考えて、両者のあるべき姿を追及することこそ、真の「利益」である。

秘密主義という名の「ダム」に韓国の文書公開という一線の亀裂が走った。われわれは植民地支配責任にたいする「忘却」によって、秘密主義という名の「ダム」を補強してはならない。この百害あつて一利無き「ダム」が決壊すれば、不誠実や無責任という名の汚れを押し流す「真実の濁流」が始まる。日本敗戦から六〇年、日韓条約締結から四〇年。今こそ日韓会談関連文書の全面公開を含めて、日本と朝鮮半島の関係史を省察するための行動を起こすべきである。